

輸送の安全にかかわる情報の公表

令和2年12月

日本交通株式会社（鳥取市）

その1 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

P l a n・D o・C h e c k・A c tの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

○「総合安全プラン2020」を達成するための鳥取県の取組目標

鳥取運輸支局、バス・タクシー・トラック協会などで構成する

「自動車安全対策会議鳥取県部会」において、過去の事故件数等を基にバス、タクシー、トラック各部門における事故削減目標が決定された。

① 2020年までに死者数 0人

(バス0人 タクシー0人 トラック0人)

② 2020年までに人身事故件数 20件以下

(バス0件 タクシー0件 トラック20件以下)

③ 令和2年までに飲酒運転 0件

【鳥取県の目標を達成するための中目標】

鳥取県の目標を達成するための中目標としてバス、タクシー、トラックで最も多い事故形態の減少を目指すこととなった。

※ バス事業

- ① 車内事故の防止
- ② 歩行者、自転車との事故防止
- ③ 健康起因事故の防止

※ タクシー事業

- ① 歩行者、自転車との事故防止
- ② 健康起因事故の防止

日本交通においても上記をバス、タクシー部門の目標とした。

※ バス部門

期間：令和 2 年度（R1.9.21～R2.9.20）

令和 3 年度（R2.9.21～R3.9.20）

(1) 令和 2 年度目標とその達成状況

【目標】

- ① 車内事故の防止
- ② 歩行者、自転車との事故防止
- ③ 健康起因事故の防止

【達成状況】

- ① 車内事故が路線バスで 2 件発生（事故報告規則 2 条に該当なし）し、目標を達成できなかった。貸切バスでの発生はなかった。
- ② 歩行者、自転車との事故はなく、目標が達成できた。
- ③ 健康に起因する事故の発生はなく、目標が達成できた。

(2) 令和 3 年度目標

- ① 車内事故の防止
- ② 歩行者、自転車との事故防止
- ③ 健康起因事故の防止

(3) 目標達成のための具体的取組

- ① 停留所発進時における基本動作の徹底を図る。
- ② ドライブレコーダーにより得られたデータを交通安全教育に活用し、乗務員の質の向上を図る。
- ③ 睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査の受検促進に努める。
- ④ 運行中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底

* タクシー部門

期間：令和 2 年度（R1.9.21～R2.9.20）

令和 3 年度（R2.9.21～R3.9.20）

(1) 令和 2 年度目標とその達成状況

【目標】

- ① 歩行者、自転車との事故防止
- ② 健康起因事故の防止

【達成状況】

- ① 歩行者、自転車との事故はなく、目標が達成できた。
- ② 健康に起因する事故の発生はなく、目標が達成できた。
- ③

(2) 令和 3 年度の目標

- ① 歩行者、自転車との事故防止
- ② 健康起因事故の防止

- ③ 後退事故の防止
- (3) 目標達成のための具体的取組
 - ① 運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底を図る。
 - ② ドライブレコーダーにより得られたデータを交通安全教育に活用し、乗務員の質の向上を図る。
 - ③ 睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査の受検促進に努める。
 - ④ 横断歩道、交差点の右左折時における安全進行
 - ⑤ 後退時、幅員が狭く車体の前後左右の距離間隔が確認しにくい場合、夜間で周囲の安全が確認しにくい場合は下車確認をする。
- 3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（車両故障は除く。）
（期間：令和元年 9 月 21 日から令和 2 年 9 月 20 日まで）
 - *バス部門 0 件
 - *タクシー部門 0 件
- 4 安全管理規定
別途、ホームページにアップしています。
- 5 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - ① 遠隔地からの非対面によるアルコール検知結果が営業所のパソコンに保存できる高性能モバイルアルコール検査システムを導入しています。
 - ② 貸切バス、路線バスの全車両に IP 無線を導入しています。
 - ③ 貸切バスの全車両にデジタルタコグラフを装備しています。
 - ④ 貸切バスの ASV 車の充実を図っています。
貸切保有台数 62 台中 ASV 車 43 台(69.4%)
内訳 大型 43 台中 31 台 中型 11 台中 11 台 小型 8 台中 1 台
非常停止ボタン付バスを 10 台導入しました（大型 8 台 中型 2 台）
 - ⑤ 貸切バス 22 台にプラズマクラスターを搭載しました。
- 6 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
別添資料「緊急連絡体制表」参照
- 7 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
 - 運行管理者
運行管理者講習 1 回
 - 整備管理者
整備管理者講習 1 回
 - 運転者
テロゲリラ対策訓練 KYT 教養
 - 安全統括管理者を長とする
事故審議会 毎月 安全衛生委員会 毎月 事故防止委員会 3 回

- 8 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置
 内部監査は、令和2年8月から9月にかけて実施しました。監査執行者は、事故審議会の委員の中から選任して実施しました。
 結果は、点呼簿の確認印漏れが一部散見されました。指摘事項に基づく措置として、各運行管理者に個別指導を実施しました。
- 9 安全統括管理者
 常務取締役 澤 耕司 平成18年12月21日 選任
- 10 運行管理者、整備管理者に係る情報
- 運行管理者 21名（兼任なし） 運行管理補助者 7名（兼任5名）
 - 整備管理者 3名（兼任なし） 整備管理補助者 13名（兼任13名）

その2 運輸規則第47条の7第2項による、処分の内容・講じた措置の公表
 バス・タクシー部門とも行政処分なし

別添

緊急連絡組織図

